

入院期間180日越えの患者様へ

当院では、入院期間180日を超えた日より
以下の金額が患者さんのご負担になる事があります。

1日につき、2,160円
(急性期一般病棟入院料4：5・6・7階病棟)

※平成14年4月の健康保険法改正より、同じ症状による通算入院期間が180日を超えた場合、患者さんの症状によっては、健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われない為、180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、入院基本料の15%が特定療養費として患者さんのご負担になります。

ご不明な点がございましたら、事務等にお問い合わせください。